

川崎臨海部コンビナートを守る特定事業所※や行政機関の防災力

コンビナートに立地する特定事業所には、災害の発生や拡大を防止する「事業者の責務」があります。事業者単独でも必要な防災活動ができるように、防災要員を置くことや、消防自動車などの防災資機材等を備え付けることが義務付けられています。



浮島共同防災協議会



川崎市千鳥地区防災協議会

凡例
共同防災協議会

化	化学車	バ	バキュームカー
高	高所放水車	+	救急車
油	泡原液搬送車	オ	オイルフェンス展張船
砲	可搬式泡放水砲	省	省力化タイプ
地	大型化学高所放水車		

※特定事業所とは、石油や高圧ガスを多量に扱う、法律で指定を受けたコンビナートの事業所を言います。



川崎臨港警察署



臨港消防署



川崎海上保安署



消防ヘリコプター「そよかぜ1・2号」(川崎市消防局)



殿町消防出張所



浮島消防出張所



千鳥町消防出張所



扇町地区共同防災協議会



扇島地区共同防災協議会



川崎市水江地区防災協議会(自主的な防災協議会)



川崎海上共同防災協議会
オイルフェンス展張船「つるぎ」



神奈川・静岡地区
広域共同防災協議会
「大容量泡放水砲」
タンク火災に対応する防災資機材



石油コンビナートワンポイント

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(国の緊急物資輸送拠点)
基幹的広域防災拠点は、首都直下地震等に備え、東扇島地区(川崎市川崎区)と有明の丘地区(東京都江東区)に整備されています。
東扇島地区は、川崎臨海部の港湾機能を活かした緊急物資輸送拠点です。

石油コンビナートワンポイント

特定事業所の消防力 ~所轄消防署より多くの消防力を保有~
事業所には、多くの消防力が義務付けられており、日頃から基本的な訓練をはじめ、高度な訓練等を実施して、災害発生に備えています。

特定事業所等及び臨港消防署(川崎臨海部)の人員や車両・資機材等

人員(人)	特定事業所等			合計	川崎市消防局	
	自衛防災組織(54組織)	共同防災組織(5協議会)	広域共同防災組織(1協議会)		臨港消防署	消防局全体
	(当直あたり)防災要員				(定数)消防職員	
	217	37	61	315	184	1,388
大型化学消防車(台)	2	4		6	2	2
大型高所放水車(台)		2		2	2	2
泡原液搬送車(台)	1	5		6	3	12
大型化学高所放水車(台)	2	3		5		
普通化学消防車(甲種・乙種)(台)	12			12	2	6
消防ポンプ車(普通・小型)(台)	1			1	4	40
可搬式泡放水砲・放水銃(基)	150	14		164	10	21
大容量泡放水砲(基)			2	2		
耐熱服(着)	127	7	4	138	9	29
泡消火薬剤(泡原液)3%換算(kl)	435	73	66	574	92	170
オイルフェンス(m)	24,700	1,080		25,780	1,980	1,980
オイルフェンス展張船(隻)	1	1		2		
油回収船(隻)、回収装置(機)	1			1		
消防艇(隻)	1			1	2	2
ヘリコプター(機)						2

神奈川県石油コンビナート等防災計画資料編及び消防年報(平成24年4月1日現在)等より作成



川崎市港湾振興会館 川崎マリエン
機能：津波避難施設



東日本災害対応拠点川崎基地
機能：大規模流出油事故対応拠点



東扇島基幹的広域防災拠点
(政府(内閣府))
機能：緊急物資輸送拠点



巡視艇「しおかぜ」(左)
「たまかぜ」(右)
(川崎海上保安署)



消防艇「第5川崎丸」(上)
「第6川崎丸」(下)
(川崎市消防局)



巡視船「あおぞら」(中央)
巡視船「つばめ」(左) 測量船「ひばり」(右)
(川崎市港湾局)

機能：災害時の緊急物資・人員輸送及び海底障害物探査

写真提供・協力：内閣府(防災担当)、川崎海上保安署、川崎臨港警察署、公益社団法人川崎港湾振興協会、浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇町地区共同防災協議会、扇島地区共同防災協議会、川崎市水江地区防災協議会、川崎海上共同防災協議会、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会
制作協力：株式会社東邦プラン